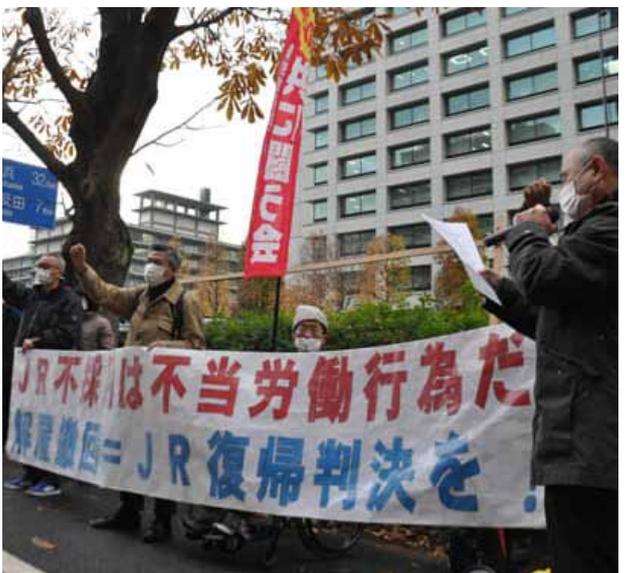


(討議資料)

「国鉄1047名解雇撤回・JR復帰・団交開催」行政訴訟

裁判闘争報告集会

(2021年12月17日)



2021年12月17日、「国鉄1047名解雇撤回・JR復帰・団交開催」の行政訴訟の第7回裁判後に、東京地裁近くの弁護士会館で裁判闘争報告集会を開催しました。以下は、集会の発言をまとめたものです。裁判の現局面を把握・理解する上で重要な論点が顧問弁護士などから提起されています。署名運動などの討議資料として活用してください。(事務局)

佐野正幸 (動労千葉書記次長)

12月13日に国鉄闘争全国運動呼びかけ人の花輪不二男さんが逝去されました。関生弾圧を許さない東京の会共同代表、鈴コン分会闘争支援連帯共闘会議代表、世田谷地区労顧問。集会に先立ち黙祷をささげたいと思います。



あと一步を進める闘いへ

関道利 (動労千葉委員長)

本日の裁判闘争報告集会にお集まりの皆さん。日ごろから裁判闘争に協力いただきましてまことにありがとうございます。

本日、裁判所の法廷に入られた方は知っていると思うんですけど、28分ごろ裁判官が出てきたんですよ。書記官が「始めます」と言おうとしたんですけど、裁判官が「30分まで待ちましょう」と言ったんです。ようはJR東日本が来るかもしれないということ、その意味合いで待ちましょうと言った、と思う。まあ、引きずり出したことは間違いない。そういうことが法廷の中で行われたと冒頭、申し上げたいと思います。この裁判は国鉄1047名解雇撤回を求めて闘つ



た労働委員会での不当な命令の撤回と、解雇撤回・団体交渉開催を求めるものです。私たちは2018年5月、改めてJR東日を相手取って解雇撤回と団体交渉開催を求めて千葉県労働委員会への申し立てを行いました。

しかし千葉県労委の村上公益委員は1回目の調査から、「最高裁判定に反した命令は書くことはできない」と発言し、一切の審理を拒否しました。この公益委員の忌避を申し立て裁判でも争いました。しかし県労委は忌避をめぐる裁判のさなかに反動命令を下しました。

中労委にも申し立てましたが、中労委はなんと一度の調査も行うことなく却下・棄却の命令を一方的に送り付けてきました。労働委員会はとにかく審理することそのものを拒否し続けました。それは国鉄分割・民営化の真実に触れることを恐れたからです。

国鉄分割・民営化とそれに伴う採用差別、解雇は1987年のことです。なぜ今、その解雇をめぐる争っているのか。それは私たちが30年以上に及ぶ闘いの中で、ついに国鉄分割・民営化の隠された真実を暴き出したからです。



国鉄分割・民営化の際に作られた国鉄改革法では、国鉄の職員を継承するのは旧国鉄の清算法人で、新たに設立されるJRはその中から新規採用すると定められていました。そして国鉄が候補者の名簿を作り、その名簿に基づいてJRが採用する仕組みが取られました。たとえ名簿作成の時に組合差別があっても、その

責任は旧国鉄にあつてJRにはないという仕組みです。

しかし、裁判闘争の証人尋問の中で衝撃的な事実が明らかになりました。実はJR不採用とされた人も決定の数日前まで名簿に載っていました。民営化に協力した御用労組から、「分割・民営化に反対した者を採用するな」と突き上げられ、急遽、名簿から排除する基準が作られたのです。東京地裁はこの不採用基準を作ったことそのものが不当労働行為だと認めました。

全国の支援する会の皆さん、国鉄闘争全国運動の運動の力で、裁に解雇撤回を求める10万筆署名を達成しました。この運動の力で、不採用基準は不当労働行為だと最高裁でも確定させることができました。

この時の裁判の相手は旧国鉄でした。JRを相手に解雇撤回を求めた裁判では、JRに法的責任なしとした判決が出されたため、裁判の相手としては旧国鉄を相手にせざるを得なかったんです。ストレートに解雇撤回・JR復帰とはいきませんでした。

しかし、最高裁をめぐる争いの過程で、もう一つの重大な事実を突き止めました。この不採用基準の策定を指示し、正式に決定していたのはJR自身だったのです。JR設立委員長の斎藤英四郎が旧国鉄幹部だった井手や葛西に不採用基準の策定を指示しました。その後のJR設立委員会での基準が正式に決定されました。

そして国鉄改革法では、設立委員会が行った行為はJRの行った行為と規定されています。不当労働行為の不採用基準をJR自身が作成していました。ならば不当解雇の責任がJR自身にあることは明らかです。

この新たに暴き出した真実をもって私たちは労働委員会闘争を開始しました。まともに審理を行えば解雇撤回・JR復帰以外に結論はあ

り得ません。だから労働委員会は徹底して審理そのものを拒否し続けてきたのです。今、まさに争っている裁判闘争の中身については、詳しくは後ほど、弁護団の先生からお話をさせていただきたいと思っています。

JR東日本を引きずり出した

闘いの前進についていくつかお話をさせていただきます。労働委員会はこの裁判においても事実を明らかにすることからひたすら逃げ回り、JRを当事者にするにも必死に拒否してきました。しかしJRの裁判への参加は認めさせました。私たちがJRを相手に闘った裁判で、最高裁が反動判決を出したのが2004年10月8日です。それ以来JRは、「私たちは裁判の当事者ではありません」と逃げ回ってきたのです。

しかし17年ぶりにJR東日本を裁判当該として闘いの中に引きずり出したのです。JRの不当労働行為への関与についても、裁判長は「齋藤英四郎JR設立委員長が不採用基準の策定を指示したかどうかが核心部分」と発言しました。裁判においてもJR自身の不当労働行為が焦点になったのは初めてのことです。

国労をはじめとした4者4団体は、JRに責任なしとした98年の東京地裁判決で展望を失ってしまいました。人道的解決の名のもとに解雇撤回を下ろして、組合大会でJRに法的責任なしを決定するに至りました。しかし私たちは国鉄闘争全国運動を立ち上げ、断固として国鉄1047名解雇撤回を貫き、国鉄分割・民営化との闘いを継続してきました。その闘いの力でここまで前進して行くことができました。

何より10万筆の署名を達成した最高裁署名運動は大きな力を発揮したと思います。裁判闘争に勝利することはもちろん簡単なことではありません。勝利まであと一歩。あと一歩が大きいと葉山先生が呼びか

け人会議で言っていました。あと一歩が非常に大きいんだと。これを進めるために改めて皆さんに署名運動への取り組みを訴えたいと思います。

本日は1616筆を提出しましたけれど、まだまだ10万筆には及びません。前回の10万筆の時のような署名を集めて、こちらの訴えを認めさせる闘いを展開したいと思います。よろしく願います。

職名廃止・融合化との闘い

今のJRのことを少しだけ話させていただきます。JRは来年のダイヤ改正で職名をなくす。職名をなくすとは、今まで運転士、駅、電力や設備、保線とかを全部、職名をなくして階級だけにするということなんです。私は一番下なんで、係員。運転士にもなれなかったので、運転士なら指導係という形になるんですが、そういうことをやって、融合化すると言っています。

これはどういうことかと言うと、駅と、運転士・車掌がいる運輸区を融合化させる。融合化させるといのは、運転士もできるし駅もできるという社員を作りた。駅ができる人間が運転士もできるとは限らない、免許の関係あるのでそういうことはできないんですが、もともと今の運転士は駅から車掌、運転士と、向こうがライフサイクルという形で回してたんです。

私たちの時は車両検修から運転士になっっていくのが多かったんですけれ



ど、今はある意味、車のことは全然分かってないような人間たちが運転しているということも言えるかと思うんです。とにかく融合化して全体の人数を減らすんだというようなことをやっています。100人でやる仕事を90人でやらせるんだというようなことを、本社の団体交渉で言っているんです。標準数という、1日に何人が必要だということもなくて、その中のキャパで全部回すことを狙っているということです。

つい最近も「変革2027の実現に向けた組織の再編について」ということが提案されました。まだ具体的には分からないことがいっぱいなんですが、組織的な再編で、東京圏を東京圏エリアという形でひとまとめにして、その中の主体のところは首都圏本部、今までは東京支社つて言っていたんですが、それを首都圏本部にする。東北エリアは仙台支社を東北本部にする。そういう再編をする。ただ出たばかりでこちららも全部かみ砕いてはいないんですが、矢継ぎ早にいろんなことをやってくる。

これも2018年に東労組の解体に伴って「労組なき社会」をつくとJR東日本はこの間、やってきました。これは労働組合を無視して一方的に提案をして、来年の3月でやるんだと。交渉の余地なんかつくらせないんです。一応はやりませうけれど、ゴールを決めた上で社員と労働組合を同じように提示する、提案する。

動労千葉としても来年ダイヤ改正では反合・運転保安闘争を軸に、仕業検査という6日に1回やる検査があるんですが、それを9日まで伸ばすという攻撃があります。そうすると派出検査が縮小・廃止にならざるを得ません。うちの組合員もそういうところにいますので、来年3月ダイヤ改はそういう闘いも含めて展開していきたいと思っています。

裁判闘争、1047名闘争も大事ですので、今後ともご協力をお願いします。ありがとうございました。

設立委員会の不当労働行為を明らかにさせる

藤田正人弁護士



いま行われている訴訟は、中労委が出した不当な命令を取り消して、中労委は、動労総連合の組合員を1987年4月1日付で採用したものととして扱えとJRに対して命令せよ、不採用基準の策定は不当労働行為という最高裁決定に基づき動労総連合がJR東日本に対して開催を要求している団体交渉にJRは応じること、そういう命令を出せと、大きく言うとその二つを求める訴訟です。

先ほど関委員長のほうからありましたが、JR東日本の訴訟参加の決定が2021年9月にありました。

この裁判は、2020年5月、中労委の決定の2カ月後に中労委を相手取って提訴しました。今日が第7回の口頭弁論でした。

この訴訟は、普通の中労委命令に対する取消訴訟とは違う形になっています。昨年11月の第1回口頭弁論で序盤戦が始まったとすると、普通なら組合側が中労委の決定を取り消せと裁判を起こすと、中労委が裁判所を通して使用者側、今回ならJR東日本になりますが、使用者側に訴訟告知をする。「裁判所が使用者側に不利な判決を出すとして使用者側が困ることになるから、この訴訟を手伝ったほうがいいですよ」と告知する。訴訟告知すると、判決の効力が使用者側に及ぶことになるんです。そういう告知をする。

普通の場合は、その告知を受けて使用者側が、「不利な判決が出たら困る、中労委命令を維持したい」という形で、中労委側に補助参加、中労委を助けるような形で参加する。通常の場合は、中労委は第三者的で、実際の訴訟は組合側と使用者側で進める形になる。これがまあ普通の形です。それがこの裁判では、使用者側であるJR東日本に訴訟告知を行わなかった。通常は訴訟を提起した段階で、第1回の前に訴訟告知するんですが、それをしない。異例のことです。

この裁判の前段階で、千葉県労働委員会、中労委への不当労働行為救済申立てに対して、JR東日本は「自分は当事者じゃないんだ。使用者じゃないんだ。原告はうちとは関係ないです。不当労働行為とは関係ないです」と言って審理に出席もしなかった。県労委段階でも1回も出てこなかった。

労働委員会側はどうしたかというところ、県労委も中労委も、JR東日本を出席させることもなく、中労委はこっち側も出席させなかった。県労委ではJR東日本は書面を出しましたが、県労委は審問も行



わず申し立てを却下した。中労委ではJRは書面も出してない。中労委でこっちは異議申立てを出し、「追って主張を補充していく、証拠も補充していく」と予告していたにもかかわらず、中労委は勝手に却下した。

それを見ると、中労委が訴訟告知も行わないという異例なことを進めたのは、JR東日本から明示を受けているのか、裏でやっていて忖度しているのかは分かりませんが、JRの意向を受

け入れて、不当労働行為の当事者として訴えられているJR東日本に「訴訟に参加したほうがいいですよ」とも言わずに、逆に裏に隠してしまうためだと思えない。これが中労委のこの裁判に対する最初の対応でした。

JR東日本を守り続ける中央労働委員会

序盤戦の1回、2回から、中労委は組合側が訴状で主張した「請求を基礎づける理由」、請求原因と言っていますが、その事実経過に対する事実の認否を行わないという態度をとりました。

通常の裁判であれば、被告側は原告側の主張した事実について、事実を認めるか、否認するか、あるいは知らないと言う。自分の経験していない事実については知らないに対応する。しかし中労委は、そういう事実認否を主要な部分についてほとんどしないという対応をしました。

実際問題、中労委は国鉄分割・民営化の過程とかその後の経過について、当事者ではないから事実の認否をしようがないわけです。認めるも否認もないから、ほとんどは知らない、不知というのが素直なんです。しかし、認否をしないという対応をしてきた。なぜそういう対応なのか。これもやはり、「中労委が知らないというなら誰が知っているのか、JR東日本に出てもうしかうしかないじゃないか」と流れるのが嫌だった。知らないと言えればいいのにそうしない。そこにも中労委の、JR東日本を後ろに隠して守り通そうという姿勢が表れている。それが序盤戦です。

こちら側は、中労委の対応はJR東日本を隠そうとしているのは間違いない、だったら引きずり出すしかない、JR東日本に裁判に当事者として参加していただくしかないと考えて、2021年1月25日付

で「JR東日本を本件訴訟に参加させるという決定を裁判所は出せ」という、訴訟参加申立を行いました。

訴訟参加申立についてはいろいろと難しい話があるんで、石田先生に話していただきますが、その後、第2回口頭弁論が2月3日にあつたんですが、その前にということで1月に出しました。この参加申立事件というのは本件とは一応別の事件で、本件と並行して参加申立の事件が進んでいくことになりました。

それで第3回口頭弁論が4月、第4回が7月にあつたんですが、本件訴訟のほうは中労委が事実認否をしないことに対して、こちらはちゃんと認否しろと求めることをやった。参加決定のほうはJR東日本からの意見を聞く手続きがあつて、9月29日の第5回の口頭弁論の前に、裁判所がJR東日本を本件訴訟に参加させるという決定を出すんです。これが大体この訴訟の序盤戦です。

除斥期間を理由に認否を拒む中央労働委員会

それで今、中盤戦に入っています。JR東日本は訴訟に参加させるという決定が出ていますから、もう当事者です。当事者なんだけれど法廷には出てこないし書面も出さないという対応が続いている。中労委は知りませんが、こちらはJR東日本社長あてに書面を送り付けています。むこうも「受け取りました」という受け書を一応裁判所に出している状態です。

9月、11月に口頭弁論があつて中盤戦が始まります。裁判所が、このままではらちが開かないということで、求釈明をした。こちら側が訴状で申し立てているのは、設立委員・斎藤英四郎の不採用基準策定への関与と、その不採用基準を正式に決定した上で名簿から原告たちを削除し、その名簿を設立委員会が承認・決議した、これが不当労働

行為だということです。

これに対して中労委は、一般的には「否認する」と言っているんですが、細かいこと、斎藤英四郎が葛西に基準を作れと言ったこととか、設立委員会で基準が決議されたこと、採用候補者名簿を決議したこととかについて、否認するというのなら何を否認するのか、具体的には明らかにしていない。なぜ認否しないのか。中労委は「認否する必要はない。その認否がなくても判決は出せる」と言っていますが、「それはどうということなのか明らかにせよ」という求釈明を裁判官がした。これに対して今日、中労委が回答書を出してきた。

その回答書の内容は、こういうものです。こちらが申し立てている不当労働行為は1987年4月1日の会社設立時にJR東日本が組合員らを採用しなかったこととした上で、今回の不当労働行為の申立ては平成30年5月になされているから、採用しなかった87年4月1日から約30数年後になっている。不当労働行為の申立ては行為のあった時から1年以内にしなければならぬが、その除斥期間を経過しているため、もう救済はないんだと。これが中労委の回答書の内容です。

1987年4月ではなく2月が焦点

でも、それは違うんです。こちらの主張は、1987年2月段階で斎藤英四郎がしたこと、2月12日の設立委員会の決議が不当労働行為だと言っているんです。それをずらして、87年4月のことを主張しているかのように中労委は言う。「だから認否する必要がない」というのが中労委の回答です。

しかし、87年4月1日のJR不採用については、「これは新会社の採用で、設立委員会はJRは国鉄が作った採用候補者名簿から採用するしかない法的義務を負うから、JRの不当労働行為はないんだ」と

ということが最高裁で確定している。これ自体は汚いことで、これについて言い出すといろいろあるんですが、一応、これは判決として確定してしまっている。

だからこちらは、87年4月のことではなくて、「2月に不当労働行為はあつたでしょ」と主張して不当労働行為の申立てをし、訴訟も提起しているんです。それをわざと4月のことにずらしている。やはり中労委は、設立委員会の不当労働行為が焦点になるのはやばいと思っ
ているんです。こちらとしては、そうではないということを買いていくということなんです。

確かに不採用の1987年から今までで30年以上経っている。それ
でなんで期間制限にかからないかということも、裁判所との関係では
説明しなければならぬ。設立委員会が不当労働行為をしてJRに採
用しなかったのだけれど、87年4
月1日のJR設立の時に採用しな
かっただけでなく、その時から始
まってその後も採用していない、
今も採用していない、ずっと採用
していない。ずっと採用していな
いということは、不当労働行為は
続いている、今も終わっていない
ということなんです。



実際、この間、動労千葉は87
年にJRを相手に訴訟を起こ
し、不当労働行為の申し立ても
して、それらの判決が出たのが
大体2004年です。87年から

2004年までずっとJRを相手に訴訟を続けてきた。「JRの不当
労働行為ではない」という判決が確定したので、鉄建公団を相手に訴
訟を提起したのが2004年12月。そこで「国鉄の不当労働行為があつ
た」という裁判が確定したのが2015年で、実際に10年以上かかっ
ている。

この間、ずっと裁判をやってきた。国鉄相手の裁判・鉄建公団相手
の裁判でも「JRに採用したものとして扱え」という訴えをしたんで
すが、それ自体は無視された。でもこつちとしては、ずっとJRに対
して「ちゃんと責任取れ」と言ってきたわけです。それをJR東日本
はずっと拒否してきた。

2015年6月に国鉄の不当労働行為が最高裁で確定し、それ以降
は最高裁決定に基づいて団交の申し入れを2015年、16年、17年、
18年とずっと続けてやってきた。あつせんの申立ても2017年9月
にしています。これをJR東日本はずっと拒否してきた。これは不当
労働行為ではないのか。不当労働行為は続いているということをや、こつ
ちとしては強調していきたい。

この裁判は、設立委員会、JRの不当労働行為の事実を明らかにし
て、原告の採用、1047名の採用を求める裁判です。その序盤戦で
JR東日本を法廷に引きずり出すことに成功した。これは大勝利です。
もう当事者です。そして、設立委員会の不当労働行為を明らかにする
こと、また1987年4月以降継続しているJRの不当労働行為を明
らかにすることが、今の中盤戦での勝負です。

次回は2月18日11時からです。こちらから攻めていく闘いにしたい
ので結集をお願いします。

JR東日本を法廷に引きずり出す闘いへ

石田亮弁護士



私のほうからは訴訟参加について、これは難しい話なので伝わるかどうか分からないんですが、少し話をさせていただきます。

JR東日本は当事者です。法廷の前に張り出している紙にも、JR東日本が当事者として書かれています。

参加申立てをした理由は、設立委員会が不当労働行為をした。その行為は法律上、JRに転嫁される。JRは不当労働行為の当事者である。だから法廷に出て来いと。これは当然のことです。

法的な話をする、原則的には判決の効力は当事者間にしか及びません。本件では原告と被告である中労委。本来はそうです。これは当然のこと、参加していない人、訴訟に全然関与していない人に判決の効力が及んだら、及んだ人は「俺は全然知らないよ」となります。だからこれは当然のことです。

ただ、複雑な訴訟で、誰かと誰かの間の利害関係が第三者に及ぶ場合は、補助参加、誰かを助けるために補助参加する。参加できない場合は、「こういう訴訟があります。あなたは利害関係があります。参加してください」という訴訟告知をする。そうすると補助参加と同じ効力がある。それが参加的効力。参加的効力が及ぶと、後で負けた場合、「訴訟の結果についてガタガタ言っな、お前も参加しただろ、参加の機会は与えられたから後でガタガタ言っな」と、こういう効力です。

「対世効」をめぐる問題

本件は逆なんです。「対世効」と言っんですが、国と原告側との間

の訴訟にJRが参加しなくても、判決の効力は当然及びます。義務付け訴訟はそうではないんですが、取消訴訟の場合、効力は当然及びます。こういう例外の訴訟です。

こういう判決の効力がある例は、典型的なのは離婚訴訟。誰かと誰かの間では離婚は成立していて、誰かと誰かの間では離婚が成立していないというものはあり得ないんで、みんな同じように確定する。それが離婚訴訟。あるいは会社、組織について。誰かと誰かの間では委員長に組合の代表権があるが、ほかの人の間では関委員長に代表権はありませんよというものは、団体としてはあり得ない。団体・組織の場合は対世効がある。本件は行政処分です。組合、不当労働行為を受けた人と国との間では行政処分は有効だけれど、JRとの関係では無効だということはあり得ない。これが対世効。

ではなぜ対世効が認められるのかというと、JRが参加していないのに対世効を及ぼすことへの救済措置として、仮に国が負けても、JRは再審の申立てができますよという建付けになっています。これをやられたら、こちらとしては勝利判決を勝ち取ったとしても、もう一回JRが蒸し返してくる形になってしまう。

だからこちらとしては、それを許さない。普通は、国が訴訟告知しても同じ訴訟にまた付き合わされることになるので、それはできないようにする。だからJRに対し、「訴訟をやっています、ちゃんと参加してください」と告知する。しかし今回はしなかった。それでこちらから訴訟参加の申立てをしたということです。

「原告の請求は認められないから」の暴論

裁判所の決定の内容ですが、取消訴訟についてはすでに最高裁の決

定があるんです。これもJR西日本と国労の間の訴訟ですが、JR西日本が訴訟に参加させるといふ申し立てをして、一番は認めなかったけれど高裁が認めて、それが最高裁で確定している。その判例をこちらが主張した。

中労委はこれに対して、「JR西日本の事件は棄却命令で、要件はあるが不当労働行為ではないという命令に対する判決で、本件は却下決定なので、この判例は本件には及ばない」と言ってきた。

こちらとしては、「却下決定であろうが棄却命令であろうが、この訴訟でこちらが勝利すれば中労委は審査しなければいけない。それは決まったものとして中労委は審査しなければいけないので、JRは使用者性を争えなくなる。判決に拘束されてしまうから。それでいいんですか、おかしいでしょ」という話をした。裁判所は、そこは判断を抜かして、「本件は取消訴訟と義務付け訴訟がセットになっているが、取消訴訟について却下か棄却であれば義務付け訴訟は関係なくなる」ということを理由に挙げた。

あと、中労委の主張は、聞いていただければむちゃくちゃなんですけれど、「裁判所が原告の請求を認めることはあり得ないからJRが不利益を被ることもあり得ない」と言うんです。でもその訴訟を今やっているんだから、裁判長も「今、訴訟をやっているんですよ。なんで原告の請求が認められない、自分の主張は認められることを前提にあなは主張するんですか」となった。

まさにそのためにJRを訴訟参加させるかどうかが問題になっている。原告の主張が認められる可能性がないからJRを参加させないというのであれば、もう裁判所は速やかに棄却判決を書けということと同じで、さすがに裁判所もそこは受け入れなかった。

最後の点は、JRの参加についての意見で、これは富田弁護士が出

してきたんだけど、「被申立人JR東日本は訴訟参加するつもりはない」と。却下決定と棄却決定の話とか、富田弁護士らしい「申立人の主張は所詮、所詮ですよ、正当な労働委員会の却下決定に対する取消訴訟であることを正視しないもの」と。JRが参加しないと言っていることは、参加を認めるかどうかの判断には影響しません。参加の決定は職権でもできるんです。補助参加の申立ては他の人、つまり原告か被告の双方からできる。裁判所は「JRが参加しなければ他の人からの申し立てが認められているから、JRが何を言うかは関係ありません」という決定を出した。

JR東日本は今、訴訟参加人という形です。法定上は必要的共同訴訟、難しいんですが、被告と同じような立場が法定されている。被告の補助参加人は被告の利害を損なうことはできない。その規定が適用されている。当事者とはほぼ同じ規定が適用されている。あくまで被告と同じような位置にある。逆に言えば対世効、判決の効力が及ぶ。そういう訴訟の当事者です。

法律上、裁判上は、訴訟参加人はほぼ当事者になるわけです。やはりこれからの課題は、JRに法廷に引きずり出す、富田弁護士を法廷に連れて来なければいけない。そこは「この訴訟を放っておいたらやばいよ」という状況に追い込むことです。後は運動の力で、訴訟に出ないとやばいというところに追い込むこと。実際に富田弁護士を、JRを法廷に連れてくるまでやる必要があります。今の状況ではなかなか法廷に出てこない。そこが今後の課題なのかなと思います。難しい話なので、「序局」に書いたものを読んでください。

JRに「期間制限」を主張する資格はない

野村修一弁護士



私のほうからは期間制限についてご説明します。労働組合法27条は、行為の行われた日から1年以内に申し立てをしなければならぬという規定があるんです。不採用になったのは1987年4月1日ですから、それからもう1年はとくに経過しているじゃないかというので、中労委やJRは「期間制限でもう許されない」と言っています。しかし労働組合法27条は、継続した行為については、継続した行為の終了した日からあります。われわれの闘争は継続している、不当労働行為も継続してきましたと主張しています。

この闘争についてはJRの側も、自分のしてきたことは不当労働行為と認識しているわけで、しかもJRになってから労働者側は解雇撤回をずっと求めて闘争が継続してきた。これに対してずっと解雇撤回を拒否してきたことは、不当労働行為が引き続き行われてきたということです。JRも自分たちが不当労働行為を続けているという認識があった。この点について継続していると言えます。

もう一つの点は、JRが期間制限を主張する資格があるのかということです。われわれが不当労働行為と主張している、斎藤英四郎が葛西に指示して不当労働行為をさせた、名簿から不採用者を削らせたということは、われわれはつい最近まで知らなかったことです。JRの側が隠蔽してきたからです。だからつい最近まで知ることができなかった。その不当労働行為について、期間制限を主張できる資格があるのか。

この点については、期間制限というのは簡単にスパッと切りやすい

ものなので、そこをいかにこちらで主張していけるか、どういう論理構成で主張していけるかが、重要です。裁判長からも期間制限について主張してくださいと求められています。そこは大きな問題です。

期間制限が問題になる前に、不当労働行為の内容がどういうものだったのかという事実を明らかにしてからでないと、期間制限を論じることができないのではないかと。そこを前提に問題を取り上げることが筋ではないかと思えます。よろしくお願いします。

生の事実で不当労働行為は明らかになる

葉山岳夫弁護士



根本の立場として中労委は、期間制限の一点張りで話をつけて、中身に入らないという防壁を築いて、一切の審理に入らせないようにしています。これが中労委の大きな狙いです。

問題は野村弁護士が言ったように、このような長い間にわたる不当労働行為との闘いをさせてきたのはいったい何かと言えば、明らかにJRの労組敵視の政策です。それとの闘いを一貫して続けてきて、その中の裁判闘争で初めて、名簿作成行為が不当労働行為であり、それに基づくJR不採用も不当労働行為であることが明確になってきたわけです。

期間制限を向こうは主張しているが、彼らがそうさせてきた。設立委員会が関与したかどうかについて、裁判所のほうが不当にも、「生の事実についてさらに明確にするつもりがあるのかどうか」と中労委に求釈明しています。これについては、中労委は「今の段階で詳しいことは言わなくていいだろう」という形になっている。その

ところをはねつけなければいけないと思います。生の事実が明らかに
なれば、とんでもないことになる、分かっているからです。

不当労働行為を設立委員会は決議した

つまり1987年2月2日ごろに、JR総連結成大会で、「正直者
が馬鹿を見るものであつてはならない」と、これは言葉のままですが、
そういう特別決議を上げてまで、活動家を新会社に入れるなというこ
とをした。これで国鉄側、運輸省側と冷え切った関係になっていった。

これを打開するために葛西敬之と井手正敬が斎藤英四郎のところ
赴いて相談し、その結果、斎藤英四郎が「組合活動家の人間が中に入っ
て暴れたら大変なことになる。それを排除する条件が必要だ。葛西君、
それを作り給え」ということで、葛西自身が2月2日か3日ごろ、厳
密には2日だろうと思うんですが、不採用基準を作った。



不採用基準そのものについて、2月12日に設立委員会が決議したも
のとまったく同じものを葛西が持つ
て行つた。つまり設立委員会が本来
は採用基準を作るが、葛西が前倒し
で自分で作つた。それについては設
立委員会委員長が承知の上で作つ
て、作つた上で今のJR東日本社長
の深沢が、また伊藤嘉道とかの補佐
の連中が各鉄道管理局に指令を発し
て、停職6カ月以上または2回以上
の停職処分を受けた者は名簿から外
せと指示して、大慌てで名簿を作り
直した。その結果、不採用問題が発

生したということです。

動労千葉の歴史的な2波のストライキ闘争で、活動家28名が解雇に
なった。残りの停職処分を受けた者を外すために不採用基準が策定さ
れ実行された。実行された採用候補者名簿を基にして、設立委員会で
は基準についても決議した。設立委員の中には国鉄総裁の杉浦もいる。

このように設定されたのが不採用基準ですが、そのことはひた隠し
に隠して、前の鉄建公団、国鉄清算事業団を相手にした訴訟の中でも
むこうからは全く出てこない。その中で国会図書館に出かけてその決
議の中身をやっと引っぱり出してきたということもあつたわけです。

不採用基準による名簿からの削除は秘密裏に実行されました。細か
い事情、生の事情がはつきりするなら、これが不当労働行為でなくて
何なのかということが明確になります。そうすると不当極まる国鉄改
革法でもその23条5項で、「採用に関して設立委員会のなした行為は
新会社のなしたものとみなす」という条文が明記してあるわけです。

設立委員会の斎藤英四郎が葛西、井手らと共に謀して不当労働行為を
行つたことを、われわれは発見した。その不当労働行為に設立委員会
が関与し、その不当労働行為を設立委員会自体が決議したんです。そ
れが明らかになれば、それはJRの行為になることは誰が見てもはつ
きりする。

不当労働行為は継続している

その状況の中で、「生の事実を認否しなくていい」などということとは、
とんでもないこちらの権利の妨害行為です。これをなんとかふつ飛ば
さなければいけないと思います。その根拠の一つに、労組法27条の申
立て期限の徒過を挙げている。中労委はそこに絞って審理すべきだと
言っている。

しかしこの27条は、継続した行為についてはその限りではないと書いてある。野村弁護士が言いましたが、継続している行為にこれはあたるわけです。延々と動労千葉が闘いを続けてやっそこ不当労働行為であることが確定した。その中で現れた事実について、それが設立委員会ひいてはJRの不当労働行為であり、JRに法的責任があることがはっきりしてきた。その状況の中で、二つの問題は二つにして一つの問題なんです。

期間の徒過という時間の壁をどう突破するかが、大きなポイントになっている。これを突破すると共に、不当労働行為の具体的事実も明らかになっていく。その闘争が必要になってくると思います。この闘いについては、今まで4党合意で甘利明そのものとやりあいました。自民党、社民党、ほかにもいろいろあった4党がしゃかりきになって国労に対して申し入れをして、「JRに法的責任がないことを、臨時大会を開いて決議しろ」と。法的責任がないというのは法律的な解釈の問題ですが、それを臨時大会で決議しろなんてとんでもない話なんです。

そういうことまでやった法的責任の問題に直に触れますから、全社会的な問題になってきています。それにふたをかぶせようとする動きに対し、そのふたをどう跳ね上げさせるかによって勝利が決定してくると思います。この裁判は階級闘争の一種であると思います。全社会的、全労働運動的な課題として取り込んでいただきたいと思います。そのことによって勝利の展望がつかめると思います。弁護士は皆さんと一緒に闘います。

いかに大衆的な闘争を盛り上げていくか

金元重（国鉄闘争全国運動呼びかけ人）



弁護団の葉山先生、藤田先生、石田先生、野村先生、今日の第7回口頭弁論の準備でお疲れのところ、法廷での闘争以外にこうして私たちのために時間をとっていただいて、行政訴訟闘争の報告をしていただき、本当に心から感謝します。

時間がないので手短かに申し上げますが、今日来る前に出たばかりの『序局』が届いて、パラパラと、私の駄文も入っているものから見たんですが、「労働裁判の最前線から」の連載で国鉄闘争の報告が、「JR東日本を訴訟参加させる地裁決定 解雇撤回行政訴訟」という題名で、4名の先生方の連名で出されています。

今、石田弁護士がお話してくださったことが細かく書いてあります。読んで本当に目から鱗と言っじやないですが、いつも聞いているだけで自分で理解していると思っていたことが、文章で読んでみると実に克明に分かって、といっても95%くらい理解できたという感じだったんですけれど、今改めて話を聞いて98%くらい理解できたという気になりました。

皆さん多分まだお読みになっていないと思うんですが、例えば何回かキーワードとしてあった「タイセイコウ」、聞いて分かりますか。国鉄鉅合戦の主人公は鄭成功だけど、タイセイコウですよ、対世効なんですよ。こういうのは聞いてそうかと思うんじやなくて、実際に読んでみて理解する必要がある。それ以外にも取消訴訟とか義務付け訴訟とか、私たちは第1回から聞いているようなことについて、非常に分かりやすく書いてくださっています。皆さん、ぜひこれをお読みに

なつてください。

要は先生方からもご説明があったように、9月2日の東京地裁の決定でJR東日本を訴訟に参加させることは法的には成功したけれど、実際には法廷に出たこない状況で、生の事実を認めさせるにはどうしても引きずり出す必要がある。これをするには、弁護団の先生方が、これからの法廷で主張・立証していただく、これも並大抵のことではないんだけれど、これはお願いするしかない。

もう一つは、そういうふうに出でこざるを得ないような情勢を、国鉄闘争全国運動としてどうつくるかということが今、問われていると思います。今日の報告を聞いて問題の核心をつかんだら、あとは私たちが大衆運動としていかに国鉄闘争をやつていくかです。



11・7集会でも新潟の阿部さんが、署名運動を最もよくやつていらっしゃる方が、どういふ中で頑張つていらっしゃるかを話してくれたんですが、今日1616筆、かつての10万筆に比べると雲泥の差なんです。

どうやって万単位の署名を集めるか、明日からの取り組みが問われています。全国運動はこれまで呼びかけ人会議をやつてきましたけれど、実質的な力が発揮できなくて忸怩たる思いがあるんですが、署名運動に馬力をかける、場合によってはJR東日本の本社デモをかける、あるいは街頭署名をやるとか、今までのや

り方で千、二千の署名ではだめなんです。何か新機軸をやつて大衆的な国鉄闘争を盛り上げるものを考えていきたいと思ひます。

皆さんからもいろいろとアイデアを出してほしいし、一人ひとりも精神的にも少し疲れている面があるかと思ひますけれど、今やらなかつたらもう裁判は進んでいつて日程は終わつてしまひます。だから今日の報告集会をこれからの私たちの飛躍のバネにしたいと思ひていますので、ぜひよろしくお願ひします。

解雇撤回を絶対に認めさせなければならぬ

中村仁（動労千葉副委員長・争議団）



皆さん、お疲れ様です。4人の弁護士の先生、本当にいつもありがとうございます。そして支えていただいている皆さん、ありがとうございます。

私たちの運動は、伊藤証言で私たちが名簿に不記載になったことや、葛西たちのしたことが分かつたということがあるんだけれど、やはりそういう資本をわれわれは絶対に許さないということだと思ひます。私は動労千葉12名のうち1名ですけど、委員長も皆も国鉄の時に分割・民営化と闘つた側なんです。そこでずっとずっと冷や飯を食わされて闘つてきたつていうことです。

この闘い、この裁判が勝利すること、中村の解雇撤回をさせることは、中村だけのことじゃないんです。その後ろにいっぱいいるつていうことです。1047名の人たちも当然いるし、そこに加わらなかつた人たちもいるし、あの時に国鉄を去つた人たちもいる。そういう人たちも含め、そして今、若い人たちが現実にこうなつてつていうこ

とも含めて、解雇撤回を絶対に認めさせなければいけないと思いますので、よろしくお願ひします。

運動を大きく組み立てていきたい

小玉忠憲（動労総連合1047協議会代表）



今日、署名提出の過程を通して思い出しました。あそこの書記官の方が署名を受け取ったんです。私は国労にいた時に、裁判所の書記官などの方々の職員組合があるんですが、その労働組合の事務所に行って委員長・書記長に署名の取り組みをお願いしたんです。そうしたら全面的に協力してくれました。

いろいろな過程で話をしたんです。不当労働行為は全国の地方労働委員会でほとんど認められて、中労委であいまいになって、裁判所で全部ひっくり返すということが起きた。その過程を書記官の労働組合の人たちは全部知っているんです。「10年、20年やっているんですよ、皆さんは」と本当にあの人たちは国鉄闘争について詳しいです。

もう一度機会を見つけて要請するなり、できることはないかと考えて、できることは片端からすべきだと私は思いました。もう終わったことだと思っただけで、今またこういう訴訟が始まって、あの人たちは絶対に関心を持っていますよ。「こんなありましたよ、自分たちだっただけのことなるか分からない」って言うんですよ、諸機関の組合の役員たちは。「だから本当に頑張ってくれ」と、逆に私たちが激励されたんです。

今日も弁護団の皆さんから詳しい過程をいろいろお話ししていただいて、これまでのことをもう一度振り返ったら、また頭がむらむら

てきました。本当に一つ一つが許しがたい行為です。

これを皆さん、本当に全国で展開していきませんか。私は秋田県の中で署名集めをして、今ちよつとコロナで「あまり来てくれるな」みたいな対応なんで、なかなかできていないんですが、一番多く署名をしてくれたのは教職員組合です。小学校、中学校、高校、全部回りました。役員がいなくても受付の方に「お願いします。回して下さい」と言つと、「わかりました。回しますから1週間後にまた取りに来て」という感じなんです。学校の先生はものすごくこれに興味を持っていました。自分たちのことという受け止めでした。

これからのいろいろ考えながら、運動を大きく組み立てていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

最後までがんばっていきたい

高石正博（動労千葉争議団）



時間が迫っているので一言だけ言わせてもらいたいと思ひます。JRは今まで、何かあるとすぐ「法を遵守しなければいけない」とこれだけ言っていたのに、裁判所の呼び出しにも応じない、こんな会社はないです。この一点をとつても、彼らが相当まずい位置にいます。は分かると思うんです。こういうところを今、弁護士さんたちが頑張つて追及しているところなんです。

これからもどんどん中身に入っていくと思うんですが、僕たちの闘いは今現在、JRの中で働いている人たちの後ろ盾になるような闘いでいきたいと思ひますし、最後まで頑張つていきますのでよろしくお願ひします。

国鉄闘争は労働運動を考える一つの力

伊藤登美子（動労千葉を支援する会運営委員）



東京西部の伊藤です。本当は山本さんが威勢のいい声で話すはずだったんですけど、所用があつてどうしても来れないということで、どうしても頼まれましたので、私は山本さんみたいな発言はできませんが、お話しします。

一つは、回数を重ねることと学習することが一体化しないとだめだということです。去年、西部で学習会をやったんです。そして、支援する会として、集まった人たちを含めて街宣しようとなつて、2回までは続いたんです。ところが、都立病院独立行政法人化反対の署名に押されちゃつて、その後は結局できなかつたんです。でもそれは言い訳だと思ふんです。



物販という労組回りを、本当に皆さん、できていますか。物販で、支援する会の会員がいるところの職域の人たちに細かく会つていくと、その組合員の代弁者みたいなになれるんですよ。だからその組合の闘争の時に、私たちが伝達しに行つたりして、「物販の人ね。誰々さんのあれなのよね」ってなるんです。そういうふうにごまめにやれた時代もあつたんです。これはそんなに昔の話じゃないですよ。

支援する会が、国鉄闘争をどう労働者の中で軸になる闘いにするか。国鉄闘争は労働運動を考える一つの力ギなんです。だからこれを本當にこれから追求していくことが大事だと思う。

東京西部は支援する会の会員が多くて、お金を集めるだけで精一杯なんです。それだけじゃなくてまだできることがあるはず。物販でも回りきれていない。でも今年の秋には、教労として高校、小学校を含めて20校近く回つて、署名が2通返つてきました。だからその5倍やれば5倍返つてくるんだという、私たちの努力の問題なんです。西部地区では中野で交流センター女性部が街宣をしています。最初国鉄署名もやつたんですが、今は都立病院独立行政法人化反対の署名だけになっていますが、署名を訴えるとすごく反応がいいんです。街宣を定期的に行つていくから反応がいいんです。その地区の人たちには、署名をやつていくことが当たり前になっている。そういう地区をつくらなければいけない。

この間、阿佐ヶ谷駅でも街宣をやりました。阿佐ヶ谷も東京西部ではよく街宣をしている場所です。そうした行動の中に国鉄署名をきちつと位置づけて、人を集めて登場する。そういうふうには頑張つてなることだと思ひます。まず署名を集めましょう。

新自由主義に決着をつける闘い

飯田英貴（全国労働組合交流センター事務局長）



動労千葉が国鉄分割・民営化に対して首をかけて闘い、今日来ている小玉さんや、九州の羽廣さん、石崎さん、北海道の成田さんは、国労から排除されても人生をかけて1047名闘争を闘つてきまし

た。この1047名闘争と並んで僕たちは、連合結成・総評解散という労働運動の嵐に立ち向かって交流センターを結成しました。

不当労働行為を行ったのがJR設立委員会であるということが確定すれば、国鉄分割・民営化は根本から覆ります。その闘いは40年、社会を破壊し暴れまわってきた新自由主義に決着をつける闘いだとは私に思っています。この裁判の勝利を、労働者の本当の闘い、韓国のように、アメリカのように、労働者の団結を取り戻して新自由主義に決着をつける大闘争の号砲にしようじゃないですか。労働者をなめきつたJRを歴史の闇から法廷に引きずり出す闘いに、交流センターの総力を挙げたいと思いますので、共に闘いましょう。

佐野正幸（勤労千葉書記次長）

関委員長が言われたように、あと一歩なんです。自分たちはその先頭で闘う決意です。その背中を力強く押してください。仲間を取り戻したいです。ありがとうございます。